

○松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成25年3月28日

規則第28号

改正 平成26年3月25日規則第15号

平成26年10月27日規則第66号

平成27年4月21日規則第51号

平成28年3月31日規則第51号

令和元年9月30日規則第14号

令和3年10月1日規則第69号

令和5年3月16日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第69号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所者の健康診断)

第2条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

2 前項の場合において、特定児童福祉施設の長は、前項の表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができるものとし、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(母子生活支援施設の職員)

第3条 条例第25条第5項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設にあっては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあっては3

人以上とする。

(2) 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては、2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第4条 条例第26条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者であること又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者であることとする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

(2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(保育所の設備の基準)

第5条 条例第34条第8号の規則で定める基準は、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあつては第1号、第2号及び第6号に定める基準とし、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては次に掲げる基準とする。

(1) 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。

(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各

	用	<p>号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

避難 用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
---------	--

(3) 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から当該施設及び設備のいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(4) 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第6条 条例第35条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者は、保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。

(4) 幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(保育所の職員)

第7条 条例第36条第2項の規則で定める基準は、保育所に次の各号に定める数の保育士を置くこととする。ただし、1の保育所につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児おおむね3人につき1人以上

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上

(4) 満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(保育士の数の算定に関する経過措置)

2 第7条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限

って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(松山市社会福祉審議会条例施行規則の一部改正)

3 松山市社会福祉審議会条例施行規則(平成12年規則第77号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(保育所の職員配置に係る特例)

4 保育の需要に応じるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第7条ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる場合は、当該保育士に加え、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

5 前項の事情に鑑み、当分の間、第7条に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を保育士とみなすことができる。

6 付則第4項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第7条に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で保育士とみなすことができる。

7 前2項の規定を適用するときは、保育士(児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第7条により算定されるものをいう。)の3分の2以上置かなければならない。

付 則（平成 26 年 3 月 25 日規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年 10 月 27 日規則第 66 号）

この規則は、松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 53 号）の施行の日から施行する。

付 則（平成 27 年 4 月 21 日規則第 51 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 51 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第 5 条第 2 号の表 2 階の部、3 階の部及び 4 階以上の部の改正規定並びに第 2 条中松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第 4 条第 1 項第 2 号の表 4 階以上の階の部及び第 7 条第 2 号の表 4 階以上の階の部の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 9 月 30 日規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 3 年 10 月 1 日規則第 69 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、この規則による改正後の松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

付 則（令和 5 年 3 月 16 日規則第 13 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。